

○長崎市特別職報酬等審議会条例

昭和39年7月11日

条例第66号

(設置)

第1条 議員報酬並びに市長及び副市長の給料(以下「特別職報酬等」という。)の額について審議するため、長崎市特別職報酬等審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(昭57条例4・平19条例7・平20条例29・一部改正)

(諮問等)

第2条 市長は、毎年少なくとも1回、特別職報酬等の額が適当であるかどうかについて審議会の意見を聞くものとする。

2 市長は、特別職報酬等の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該額について審議会に諮問するものとする。

(昭57条例4・全改)

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 審議会の委員は、本市の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 第2項に規定する本市の区域内の公共的団体等の代表者のうちから委嘱された委員が、当該代表者でなくなつたときは、第3項に定める任期中であつても、当該委員の委嘱は解かれたものとする。

6 第3項本文の規定にかかわらず、委員の任期については、委嘱の際現に委員である者の任期満了の日を勘案し、必要があると認めるときは、2年を超えない期間とすることができる。

(昭57条例4・平29条例13・令元条例64・一部改正)

(会長)

第4条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選とする。

(会長の職務)

第5条 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

2 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

(会議の成立)

第7条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(議事)

第8条 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、総務部において処理する。

(平23条例20・平27条例56・一部改正)

(委任)

第10条 この条例に定めるものを除くほか、審議会の運営について必要な事項は、市長が定める。

附 則抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和57年3月29日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年3月29日条例第7号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(収入役に関する経過措置)

2 地方自治法の一部を改正する法律(平成18年法律第53号)附則第3条第1項の規定により在職する収入役に係る給与、旅費、退職手当、政治倫理基準等については、改正前の市長、助役、収入役の給与に関する条例、長崎市職員等の旅費に関する条例、市長、助役、収入役の退職手当に関する条例、長崎

市特別職報酬等審議会条例、長崎市政治倫理審査会条例及び長崎市長等政治倫理条例の規定は、なおその効力を有する。

附 則(平成20年9月1日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年7月11日条例第20号)抄

(施行期日)

- 1 この条例中第1条及び次項から附則第12項までの規定は平成23年8月1日から、第2条の規定は平成24年4月1日から、第3条の規定は平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年12月28日条例第56号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月23日条例第13号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

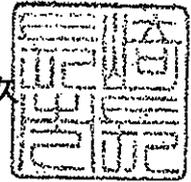
- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前のそれぞれの条例の相当規定により委嘱され、又は任命された委員等は、この条例による改正後のそれぞれの条例の相当規定により委嘱され、又は任命された委員等とみなす。

附 則(令和元年9月27日条例第64号)

この条例は、公布の日から施行する。

長崎市特別職報酬等審議会 会長 様

長崎市長 田 上 富 久



諮 問

長崎市特別職報酬等審議会条例（昭和 39 年長崎市条例第 60 号）第 2 条第 2 項の規定に基づき、次の事項について諮問いたします。

- 1 市議会議員の報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額を次のとおり改定することとしたい。

職		改定額 ①	現行額 ②	差 額 ①-②	改定率
議 員	議 長	737,000 円	750,000 円	▲ 13,000 円	▲1.73%
	副議長	673,000 円	685,000 円	▲ 12,000 円	▲1.75%
	議 員	619,000 円	630,000 円	▲ 11,000 円	▲1.75%
市 長 等	市 長	978,000 円	1,105,000 円 (994,500 円)	▲127,000 円 (▲ 16,500 円)	▲11.49% (▲ 1.66%)
	副市長	840,000 円	899,000 円 (854,050 円)	▲ 59,000 円 (▲ 14,050 円)	▲ 6.56% (▲ 1.65%)

※市長及び副市長の現行額の下段の（ ）は、市長及び副市長の給与に関する条例附則第 9 項の規定により減じた後の額である。

2 改定理由及びその算出根拠

特別職の報酬等の改定案の諮問にあたっては、長崎市特別職報酬等審議会から、

- ① 議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額は、引き下げることが適当である。
- ② 改定の時期については、少なくとも次の改選時期までに改定することが適当である。
- ③ 改定する際には、前回改定後（平成15年4月1日改定）から平成21年度までの一般職の職員の給与改定率であるマイナス1.43%に加え、今後のその動向等を踏まえ、額を決定すること。

との答申が平成22年1月20日になされたので、同審議会の答申を十分に踏まえ、社会経済の情勢、長崎市の財政事情、中核市等における特別職の報酬等の額、これまでの改定の経緯、あるいは長崎市の一般職の職員の給与改定状況等を総合的に勘案し、慎重に検討を行なった。

その結果、

- ① 平成19年末から、社会情勢が急激に変化してきている中で、経済情勢の先行きは不透明であり、地域の経済情勢も依然として低調に推移していること。
- ② 長崎市の財政状況については、財政力指数などの財政指標において、中核市との順位比較を行った場合、いずれの指標も下位に位置しており、依然として厳しい状況が続いていること。

などから、前回改定後の一般職の職員の8年間の給与改定率であるマイナス1.70%を改定の算出根拠とした。

なお、市長、副市長の給料の月額については、市長については10%、副市長については5%の減額措置を行っているところであるが、今回の改定にあたっては、この減額措置後の給料の額を基礎としてマイナス1.70%の改定をしようとするものである。

3 改定の実施時期

平成23年5月1日から実施することとしたい。

平成 22 年 12 月 21 日

長崎市長 田 上 富 久 様

長崎市特別職報酬等審議会

会 長 里 隆 光



特別職の報酬等の額について（答申）

平成 22 年 11 月 9 日付長人第 186 号の諮問に対して、当審議会は次のとおり答申します。

- 1 市議会議員の報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額は、次のとおり改定することが適当である。

職	報酬月額	職	給料月額
議 長	737,000 円	市 長	978,000 円
副議長	673,000 円	副市長	840,000 円
議 員	619,000 円		

- 2 改定の実施時期

平成 23 年 5 月 1 日から実施することが適当である。

- 3 附帯意見

審議においては、「市長は 10%、副市長は 5%の自主的な減額措置後の額を基礎としてさらにマイナス改定がなされており、他の中核市と比較した場合、相当下位に位置づけられる。職責等を考慮すると低すぎるのではないか。」「自主的な減額措置は審議会の役割を低下させるものであり、当審議会を通して行うべきである。」「議員報酬について、市長及び副市長の改定率との差があるが、現行 51 人の定数を次の改選で 40 人に見直す努力もなされており、今後も市の財政状況等を踏まえ、適切に対応してほしい。」など

の意見が出され、最終的には、長崎市を取り巻く社会経済情勢を踏まえ、市長が、昨年度の当審議会の答申を重く受け止めて諮問されたことを尊重するべきであると判断した。

市長が、当審議会の役割や昨年度の審議経過、答申内容を真摯に検討し諮問されたことを高く評価するものであり、諮問に至った経緯や本答申について、市民に対して十分に説明すべきであると考える。

審 議 の 経 過

1 改定理由について

答申にあたっては、市議会の議員報酬並びに市長及び副市長の給料の額（以下「特別職報酬等の額」）が適当であるかどうかについて、社会経済の情勢、長崎市の財政状況、中核市等における特別職報酬等の額、これまでの改定の経緯、さらには長崎市の一般職の職員の給与改定状況等に基づき、多角的な見地から慎重に検討を行った。

その結果、

- ① 今回の諮問は、特別職報酬等の額は少なくとも次の改選時期までに引き下げることが適当である、との昨年度の当審議会の答申を十分踏まえてなされていること。
- ② 平成19年末から社会情勢が急激に変化し、経済情勢の先行きが不透明な中、地域の経済情勢も依然として低調に推移するとともに、財政力指数などいずれの財政指標も中核市の下位に位置しており、依然として厳しい財政状況が続いていること。等を総合的に勘案し、委員の一致した意見として、現行の特別職報酬等の額を引き下げることが適当であるとの結論に達した。

2 改定額について

改定額の根拠となる改定率については、諮問のとおり、前回の改定（平成15年4月1日）以後の一般職の職員の8年間の給与改定率であるマイナス1.70%とすることが適当であると判断した。また、諮問された各職の改定額については、当審議会の昨年度の答申を受け慎重に検討がなされたものであり、委員の一致した意見として、諮問どおりの額で改定することが適当であるとの結論に達した。

3 改定の時期について

平成23年5月1日から改定することが適当であるとの結論に達した。

第5号議案

非常勤の職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 非常勤の職員の報酬等に関する条例（昭和31年長崎市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第16号中「委員」を「委員及び専門委員」に改め、同項第28号イ中「委員」を「委員及び臨時委員」に改め、同項第41号中「委員」を「委員及び専門委員」に改め、同項中第49号を第50号とし、第48号を第49号とし、第47号を第48号とし、第46号の次に次の1号を加える。

(Ⅲ) 地方独立行政法人長崎市立病院機構評価委員会

ア 委員長 日額 8,850円

イ 委員及び臨時委員 日額 8,000円

第2条 非常勤の職員の報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「750,000円」を「737,000円」に改め、同項第2号中「685,000円」を「673,000円」に改め、同項第3号中「630,000円」を「619,000円」に改め、同条第2項第1号中「123,000円」を「121,000円」に、「104,000円」を「102,000円」に改め、同項第2号中「72,800円」を「71,600円」に、「56,400円」を「55,400円」に、「8,000円」を「7,850円」に改め、同項第3号中「62,800円」を「61,700円」に、「50,800円」を「49,900円」に改め、同項第4号中「115,000円」を「113,000円」に、「86,500円」を「85,000円」に改め、同項第5号中「66,700円」を「65,600円」に、「50,800円」を「49,900円」に改め、同項第6

号中「8,850円」を「8,700円」に、「8,000円」を「7,850円」に改め、同項第7号中「11,000円」を「10,800円」に、「10,200円」を「10,000円」に改め、同項第8号中「8,850円」を「8,700円」に、「8,000円」を「7,850円」に改め、同項第9号中「8,000円」を「7,850円」に改め、同項第10号中「8,850円」を「8,700円」に、「8,000円」を「7,850円」に改め、同項第11号中「8,000円」を「7,850円」に改め、同項第12号中「95,000円」を「93,400円」に改め、同項第13号及び第14号中「8,000円」を「7,850円」に改め、同項第15号中「8,850円」を「8,700円」に、「8,000円」を「7,850円」に改め、同項第16号中「8,000円」を「7,850円」に改め、同項第17号及び第18号中「8,850円」を「8,700円」に、「8,000円」を「7,850円」に改め、同項第19号中「8,000円」を「7,850円」に、「6,800円」を「6,700円」に改め、同項第20号から第32号までの規定中「8,850円」を「8,700円」に、「8,000円」を「7,850円」に改め、同項第33号中「19,000円」を「18,700円」に、「18,000円」を「17,700円」に改め、同項第34号から第39号までの規定中「8,850円」を「8,700円」に、「8,000円」を「7,850円」に改め、同項第40号中「19,000円」を「18,700円」に、「18,000円」を「17,700円」に改め、同項第41号中「8,000円」を「7,850円」に、「6,800円」を「6,700円」に改め、同項第42号から第47号までの規定中「8,850円」を「8,700円」に、「8,000円」を「7,850円」に改め、同項第50号中「179,000円」を「176,000円」に、「215,000円」を「211,000円」に、「10,800円」を「10,

600円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条中非常勤の職員の報酬等に関する条例第2条第2項第16号、第28号及び第41号の改正規定 公布の日
 - (2) 第1条中非常勤の職員の報酬等に関する条例第2条第2項中第49号を第50号とし、第48号を第49号とし、第47号を第48号とし、第46号の次に1号を加える改正規定 平成23年4月1日
 - (3) 第2条並びに次項及び附則第3項の規定 平成23年5月1日
(平成23年度における年額の報酬の特例)
- 2 平成23年度における年額の報酬について、平成23年4月1日から翌年3月31日まで在職する者に対する第2条の規定による改正後の非常勤の職員の報酬等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第2条第2項第50号の規定の適用については、同号中「176,000円」とあるのは「176,200円」とする。
- 3 平成23年度における年額の報酬について、改正後の条例第5条第3項の規定により日割計算をするに当たっては、平成23年4月1日から同月30日までの在職期間に係る報酬にあつては第2条の規定による改正前の非常勤の職員の報酬等に関する条例第2条第2項第50号の規定により定める報酬の年額を、同年5月1日から翌年3月31日までの在職期間に係る報酬にあつては改正後の条例第2条第2項第50号の規定により定める報酬の年額を算定の基礎とする。

平成23年2月22日提出

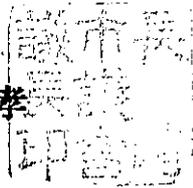
平成23年3月16日 原案可決

以上謄本である

平成23年3月16日

長崎市議会議長 吉原 孝

理由



長崎市長 田上 富久

次の理由により、この条例案を提出する。

- 1 議会の議員に対する議員報酬の額及びその他非常勤の職員に対する報酬の額を改定したい。
- 2 地方独立行政法人長崎市立病院機構評価委員会の設置に伴い、委員長並びに委員及び臨時委員の報酬の額を規定したい。
- 3 その他所要の整備をしたい。

第6号議案

市長及び副市長の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正)

第1条 市長及び副市長の給与に関する条例(昭和26年長崎市条例第114号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「1,105,000円」を「978,000円」に改め、同条第2号中「899,000円」を「840,000円」に改める。

附則第9項中「平成23年4月21日」を「平成23年4月30日」に改める。

(教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 教育長の給与等に関する条例(昭和28年長崎市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「716,000円」を「683,000円」に改める。

附則第3項中「平成23年4月21日」を「平成23年4月30日」に改める。

(長崎市監査委員条例の一部改正)

第3条 長崎市監査委員条例(昭和39年長崎市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「614,000円」を「585,000円」に改める。

附則第3項中「平成23年4月21日」を「平成23年4月30日」に改める。

(長崎市上下水道事業管理者の給与等に関する条例の一部改正)

第4条 長崎市上下水道事業管理者の給与等に関する条例(昭和41年長崎市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「716,000円」を「683,000円」に改める。

附則第2項中「平成23年4月21日」を「平成23年4月30日」に改める。

(長崎市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正)

第5条 長崎市病院事業管理者の給与等に関する条例(平成14年長崎市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「818,000円」を「780,000円」に改める。

附則第2項中「平成23年4月21日」を「平成23年4月30日」に改める。

附 則

この条例は、平成23年5月1日から施行する。ただし、第1条中市長及び副市長の給与に関する条例附則第9項の改正規定、第2条中教育長の給与等に関する条例附則第3項の改正規定、第3条中長崎市監査委員条例附則第3項の改正規定、第4条中長崎市上下水道事業管理者の給与等に関する条例附則第2項の改正規定及び第5条中長崎市病院事業管理者の給与等に関する条例附則第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

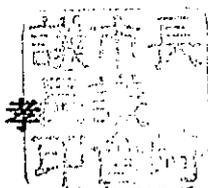
平成23年2月22日提出

平成23年3月16日原案可決

以上謄本である

平成23年3月16日

長崎市議会議長 吉原 孝
理 由



長崎市長 田上 富久

市長、副市長、教育長、常勤の監査委員、上下水道事業管理者及び病院事業管理者の給料の月額を改定したいので、この条例案を提出する。